

最高裁秘書第1648号

令和7年5月2日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和7年4月24日に答申（令和7年度（最情）答申第3号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和6年度（最情） 諒問第29号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮詢日：令和6年11月1日（令和6年度（最情）諮詢第29号）

答申日：令和7年4月24日（令和7年度（最情）答申第3号）

件名：特定の事務連絡を作成した際に、特定の検討会における検討内容をどのように考慮したかが分かる文書等の不開示判断（不存在）に関する件

答申書

第1 委員会の結論

別紙記載の各文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は、作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和6年9月11日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明であるから、この点を確かめてもらうために苦情の申出をする。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 最高裁判所は、別紙記載1の開示申出について開示申出書記載のとおり、別紙記載2の開示申出について「最高裁判所事務総局秘書課（以下「秘書課」という。）において令和6年1月30日付け秘書課参事官事務連絡「司法行政文書の開示手続における事件番号の取扱いについて」（以下「本事務連絡」という。）を作成する際に、秘書課に対して各一課長が述べた意見が分かる文書」と整理した上で、本件開示申出文書を探査したところ、最高裁判所内には存在しなかった。

2 そもそも、本件事務連絡は、答申（令和5年度（最情）答申第3号。以下「別件答申」という。）を受けて司法行政文書の開示手続における事件番号の取扱いについての考え方を示すために、司法行政文書開示制度を所管する秘書課において作成したものであり、本件事務連絡の作成に当たり別紙記載1の開示申出に係る文書（以下「文書1」という。）の作成が必要となるものではない。また、本件事務連絡を作成する際、各一課長が秘書課に対して意見を述べ、又は秘書課において各一課長の意見を聽かなければならないものでもない。そのことからすると、本件事務連絡を作成するに当たり、本件開示申出文書を作成又は取得していないことは不自然ではない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和6年11月1日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和7年3月21日 審議
- ④ 同年4月18日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長は、文書1を作成し、又は取得していない理由として、本件事務連絡の作成経緯を説明した上で、本件事務連絡の作成に当たり文書1の作成が必要になるものではない旨を説明する。本件事務連絡が、最高裁判所事務総長が説明するとおり別件答申を受けて作成されたものであるとすれば、別件答申と直接の関連性のない民事判決情報データベース化検討会における検討内容を必ず考慮すべきとはいはず、その時点で同検討会における検討内容が法律等として実現しているものでもないことも合わせ考えれば、文書1が作成されていないことに不自然な点は特段ない。
- 2 また、最高裁判所事務総長は、別紙記載2の開示申出に係る文書（以下「文書2」という。）を作成し、又は取得していない理由として、本件事務連絡を

作成する際、各一課長が秘書課に対して意見を述べ、又は秘書課において各一課長の意見を聽かなければならぬものでもないと説明するところ、この説明に特段不合理な点はなく、他に最高裁判所が文書2を保有していることをうかがわせる事情も存在しない。

3 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 長 戸 雅 子

委 員 川 神 裕

別紙

- 1 司法行政文書の開示手続における事件番号の取扱いについて（令和6年1月30日付の最高裁秘書課参事官の事務連絡）（決裁票付）を作成した際、最高裁判所事務総局民事局第一課長及び最高裁判所事務総局総務局第一課長（以下「各一課長」という。）が委員として参加している、法務省の「民事判決情報データベース化検討会」（令和4年10月14日第1回会議が開催され、令和6年7月29日に報告書の取りまとめ（末尾26頁において「法人の名称や所在地については、事業の規模を問わず、一律に仮名処理を不要とすべきである。」と書いてあるもの）があった。）における検討内容をどのように考慮したかが分かる文書
- 2 司法行政文書の開示手続における事件番号の取扱いについて（令和6年1月30日付の最高裁秘書課参事官の事務連絡）（決裁票付）を作成する際、各一課長がどのような意見を述べたかが分かる文書